

糸満南小学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導・教育相談部会）

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的及び必要に応じて部会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、毎月のアンケートやiチェック検査結果、学級力向上プロジェクトを活用し、児童の実態を十分に把握、よりよい学級経営に努める。
- ② 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ① iチェック検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ② 毎月末に「学校生活アンケート」を実施し、気になる児童へ即対応して、児童一人一人の理解といじめ防止に努める。
- ③ スクールソーシャルワーカーや支援員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

- (5) 学校相互間の連携協力体制の整備
中学校やこども園等と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、児童家庭課や民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「アンケート」の実施

毎月末に、「学校生活アンケート」を実施する。また、「学校生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 年2回（1学期・2学期）の教育相談を実施し、児童の悩み等の解消に努める。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ対策年間指導計画<別表>

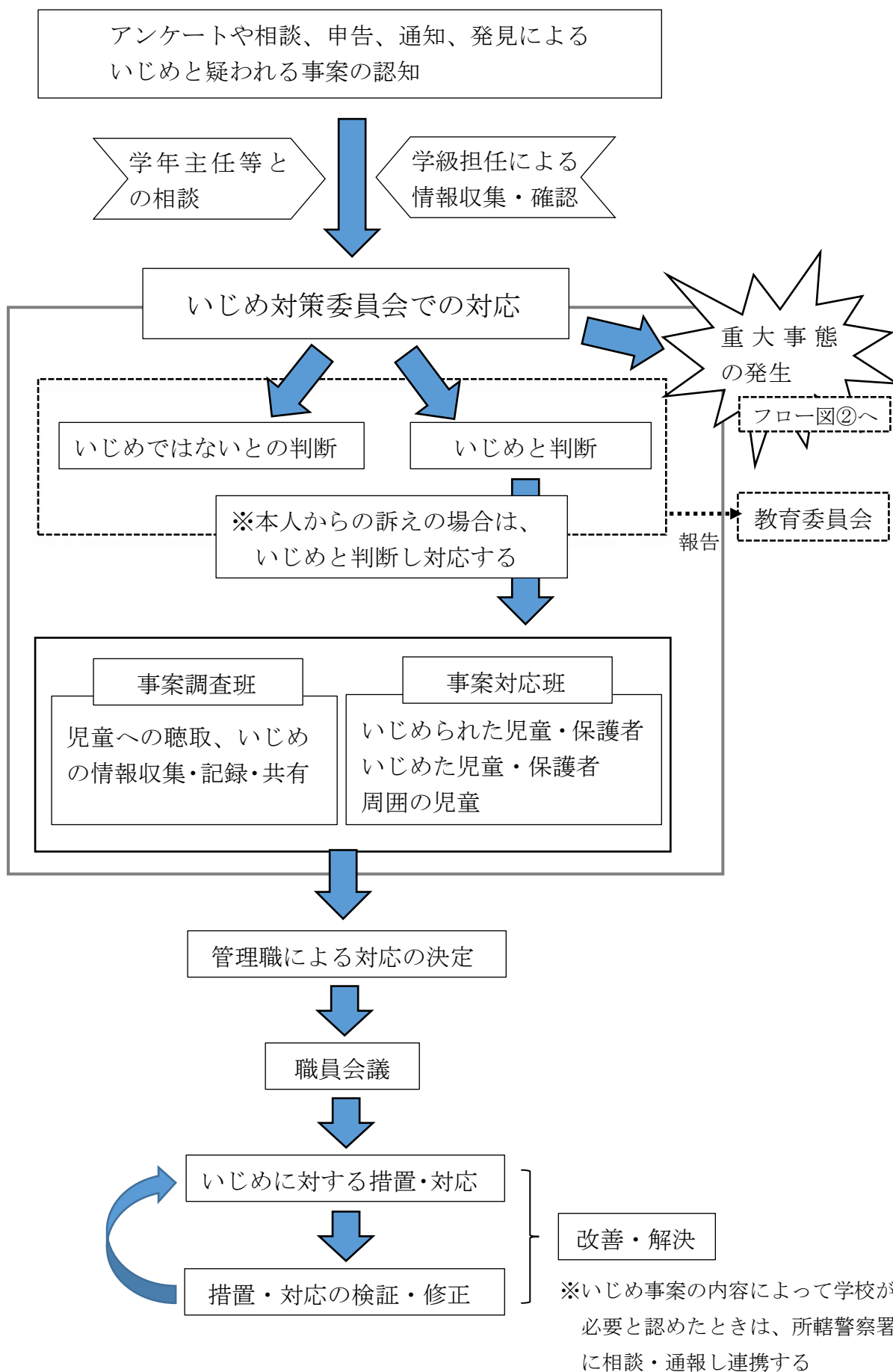
	取組内容		
	教職員の取組	児童の関わりづくり	保護者との連携
4月	<input type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」について共通理解 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】 <input type="checkbox"/> 豊かな心育成部会 <input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<input type="checkbox"/> 学級開き・学級のルールづくり <input type="checkbox"/> 人間関係づくり（春の遠足・1年生を迎える会） 【学級活動】	<input type="checkbox"/> いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・家庭訪問】
5月	<input type="checkbox"/> iチェックテスト実施 <input type="checkbox"/> 教育相談週間 <input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 給食や遊びを通じた人間関係づくり 【各学級】	<input type="checkbox"/> 保護者面談等 <input type="checkbox"/> PTA拡大委員会 <input type="checkbox"/> いじめ対策についての説明・啓発 【日曜授業参観】
6月	<input type="checkbox"/> 民生員との情報交換会 <input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会（いじめ防止強化月間の周知） <input type="checkbox"/> 道徳の一斉授業 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 平和集会 <input type="checkbox"/> 学習発表会	
7月	<input type="checkbox"/> iチェックテストの分析 <input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 夏休みに向けて	<input type="checkbox"/> いじめ対策についての説明・啓発 【個人面談】
8月	<input type="checkbox"/> 生徒指導に関する研修 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<input type="checkbox"/> 新学期に向けて	
9月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】		<input type="checkbox"/> いじめ防止の呼びかけ 【PTA作業・運動会】 <input type="checkbox"/> PTA拡大委員会
10月	<input type="checkbox"/> 教育相談週間 <input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 5年宿泊学習 <input type="checkbox"/> 6年修学旅行 <input type="checkbox"/> 1～4年社会見学 <input type="checkbox"/> 地区陸上競技大会	<input type="checkbox"/> 授業参観

11月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 運動会	<input type="checkbox"/> みなみっ子まつり
12月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 地区音楽発表会 <input type="checkbox"/> 冬休みに向けて	<input type="checkbox"/> 学級保護者会
1月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 新学期に向けて	<input type="checkbox"/> 学校公開日
2月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」 について見直し・検討 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 児童支援委員会【職員会議】	<input type="checkbox"/> 若竹マラソン大会に向けて	<input type="checkbox"/> 新1年生保護者説明会 <input type="checkbox"/> 中学校オリエンテーション (6年) <input type="checkbox"/> 授業参観日
3月	<input type="checkbox"/> アンケート実施 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 次年度への引き継ぎ	<input type="checkbox"/> 6年生を送る会 <input type="checkbox"/> 卒業式、修了式に向けて <input type="checkbox"/> 新年度に向けて	<input type="checkbox"/> PTA作業 <input type="checkbox"/> PTA拡大委員会

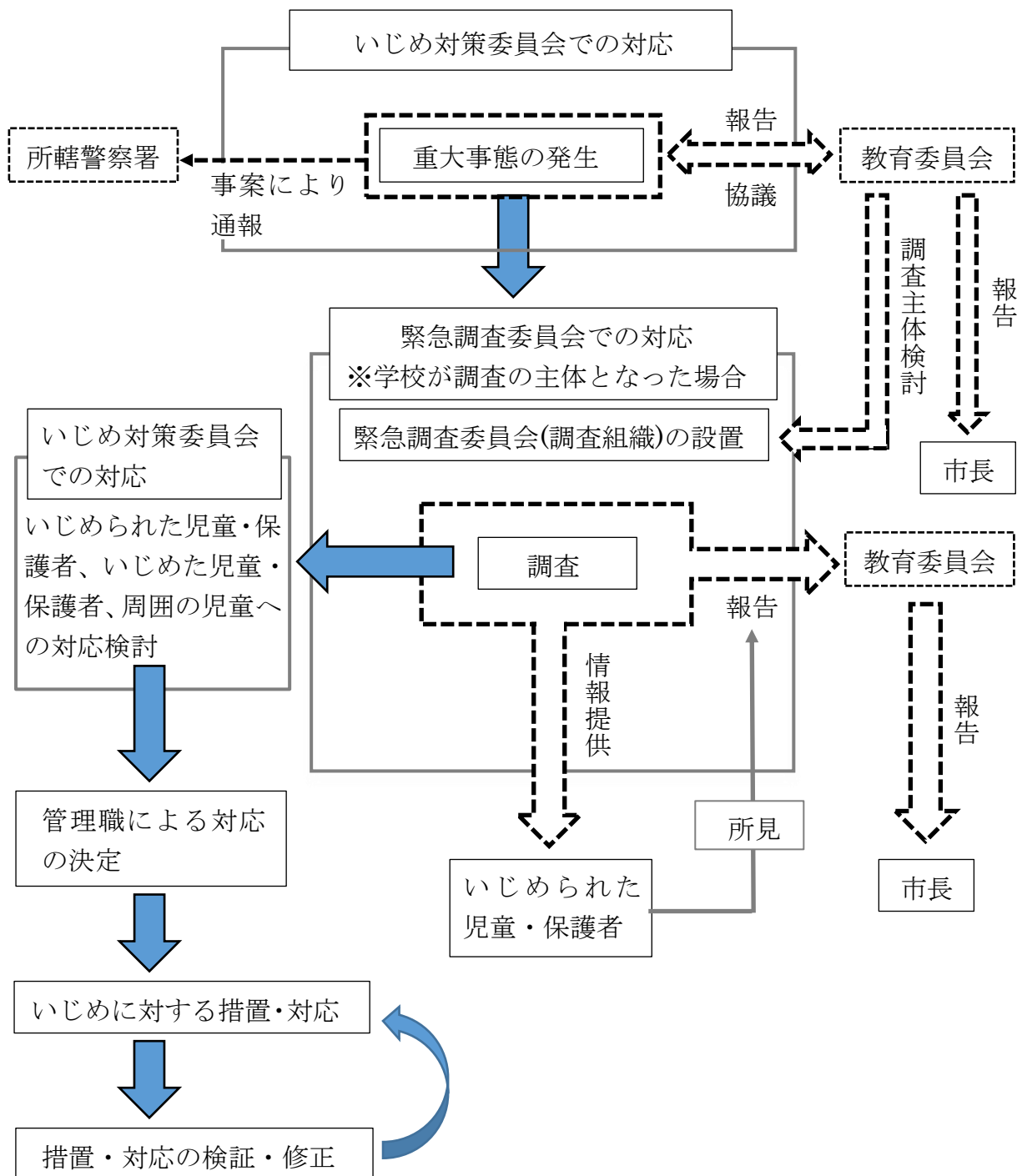
※アンケートであがったいじめは、すぐに聞き取り迅速に対応する。

※毎月のアンケートは各自で保管し、年度末に回収後アンケートボックスに保管する。

いじめ事案への対応フロー図①



いじめ事案への対応フロー図②



※重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する。

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。